

令和2年度
第1回福島県森林審議会議事録

日時：令和2年4月14日（火）
場所：杉妻会館 4階 牡丹

福島県農林水産部
森林計画課

令和2年度第1回福島県森林審議会議事録

1 日 時 令和2年4月14日（火）13時30分～15時

2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹

3 出席者

（委 員）

藤野正也会長、秋元公夫会長代行、緑川平壽部会長、
今野万里子委員、齋藤久美子委員、齋藤澄子委員、酒井美代子委員、白岩和子委員、
鈴木キヨ子委員、田坂仁志委員、豊田新一委員

（以上11名）

（福島県）

農林水産部長、農林水産部次長（森林林業担当）、農林総務課長、農林企画課長、
森林計画課長、森林整備課長、林業振興課長、森林保全課長、

（以上8名）

4 諮 問

令和3年度以降の森林環境税の在り方について

5 議 事

令和3年度以降の森林環境税の在り方について

6 報 告

森林保全部会の報告

7 発言者名、発言者ごとの発言内容

以下のとおり

司会(三浦総括)

本日は、福島県森林審議会に御出席をいただき、ありがとうございます。私、本日の進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新型コロナウイルス蔓延防止対策として、マスク着用と窓開放の状態での開催となりますので、御了承をお願いします。

また、通常ですと各出先機関の森林林業部長等が出席しておりますが、密集を避けるため、欠席させて頂いておりますので、併せて御了承をお願い申し上げます。

それでは、ただ今より、福島県森林審議会を開催いたします。

はじめに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長あいさつ
(藤野会長)

委員の皆様におかれましては、年度始めのお忙しい中、福島県森林審議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の審議会は、次第のとおり「令和3年度以降の森林環境税の在り方」等について審議を行うものであります。

県は、森林環境の保全と、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策をより一層推進するため、県民の理解と協力の下、平成18年度から森林環境税を導入しておりますが、今後の在り方について、審議を重ねることとしております。

どうかよろしくお願いいたします。

司会(三浦総括)

ありがとうございました。

続きまして、松崎農林水産部長から挨拶を申し上げます。

農林水産部長
あいさつ

令和2年度第1回福島県森林審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様にはお忙しいところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、森林環境の保全、及び、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図るために、平成18年に創設いたしました「福島県森林環境税」は、1期5年として運用してきており、今年度は、第3期課税期間の最終年度となっております。

昨年度、森林環境税について県が実施した、タウンミーティングや県民アンケートなどの結果を踏まえ、森林の未来を考^もえる懇談会から、森林環境税を活用した取組に対する御意見を頂いたところです。

本日の森林審議会におきましては、その御意見を踏まえ、「令和3年度以降の森林環境税の在り方について」諮問を行い、御意見を賜りたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれの御立場から、忌たんのない御意見、御助言を下さいますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会(三浦総括)

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

お手元の冊子の5枚目、資料一覧の見出しの次のページにございます「配布資料一覧表」を御覧ください。

本日の審議会の資料は、「次第」、「出席者名簿」、「座席表」、「委員名簿」、資料1から資料8、参考1のとおりでございますので、御確認をお願いいたします。

なお、県側の出席者でございますが、次第の次のページにございます「出席者名簿」を御覧願います。

それでは、4ページ目の委員の出席状況について御報告させていただきます。

「福島県森林審議会委員名簿」を御覧ください。

本日、欠席されております委員は、遠藤忠一委員、大平宏之委員、小椋敏一委員、山本美穂委員の4名から欠席の御報告をいただいております。

また、福島森林管理署長の香月英伸氏が東北森林管理局計画保全部長に異動され、後任に田坂仁志氏が令和2年4月7日から着任されております。

委員総数15名のところ11名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は有効に成立しております。

続きまして、松崎部長から当審議会に諮問がございます。

委員の皆様には、諮問文の写しをお配りしておりますので、御覧ください。

おそれ入りますが、藤野会長、松崎部長、御移動願います。

〔諮問〕

令和2年4月14日、福島県森林審議会議長様。

令和3年度以降の森林環境税の在り方について

このことについて、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

令和3年度以降の森林環境税の在り方について

2 諮問理由

福島県は、平成18年度から森林環境税を導入し、県民一人一人が参画する新たな森林づくりをテーマに、森林の持つ公益的機能を維持

・保全するため、間伐などの森林整備や木材の利用促進などを通じた森林環境の保全と、全ての県民で森林を守り育てる県民意識の醸成活動に取り組んできました。条例における森林環境税の課税期間が令和2年までとされていることから、令和3年度以降の森林環境税及び同税を財源とする事業の在り方について、貴審議会の意見を求めるものです。

藤野会長、どうぞよろしくお願いいたします。

藤野会長

確かに承りました。

司会(三浦総括)

藤野会長、松崎部長ありがとうございました。
席にお戻りください。

それでは、次第5の議事に移らせていただきます。

福島県森林審議会規程第5条により、会長が議長となりますことから、藤野会長に、議事進行をお願いいたします。

それでは、藤野会長よろしくをお願いいたします。

議長(藤野会長)

委員の皆様の御協力をお願いいたします。

はじめに、審議会規程第7条第2項により議事録署名人を2名指名いたします。

今野万里子委員と鈴木キヨ子委員によりお願いいたします。

〔議事〕

それでは、「令和3年度以降の森林環境税の在り方」について、事務局より説明願います。

森林計画課主幹

森林計画課主幹の會田です。よろしくお願いいたします。

先ほど、松崎部長から、藤野会長に諮問しました「令和3年度以降の森林環境税の在り方」を審議していただくために、現在の福島森林環境税の取組等につきまして、資料により説明させていただきます。

多くの資料がございますが、時間の関係もありますので、要点を絞って説明させていただきます。

それでは、まず「資料1」を御覧下さい。

現在、県が実施しております森林環境税の制度についてであります。

表紙をおめくり頂き、1ページを御覧下さい。

福島県森林環境税がスタートしたのは、後ほど述べますが、平成18年度からであります。

その検討が始まった、平成15年度当時の状況であります。木材価格の低迷しておりました。スギ中丸太、柱が1本採れる材になります。

昭和55年のピークの時の値段が39,600円/m³だったものが、平成17年には12,400円/m³、約3分の1の値段になっておりました。

そのため、森林所有者が森林を伐採しない状況となっております。

また、林業に従事する方の高齢化が顕著になっていた時期であります。

一方、全国で約1千万haある人工林の内、伐採して利用できる10齢級以上の森林は365万haと全体の35パーセントを占めるなど、木材を利用できる環境が整いつつありました。

また、当時は、自然や森林への関心が高まっており、森林の持つ公益的機能の発揮が求められるようになっておりました。

そのような状態の中で、森林の持つ公益的機能の発揮のために県民みんなで、森林の手入れを進めていく必要が検討されました。

2ページを御覧下さい。

このような背景を踏まえ、県では「福島県森林環境税条例」が平成17年3月に可決成立し、平成17年11月に「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」を制定しました。

そして、平成18年4月より福島県森林環境税及び福島県森林環境基金条例が施行されました。

森林環境税は5年を1課税期間として実施しております、

第1期が平成18～22年度、第2期が平成23～27年度、第3期が現在の取組ですが、平成28年度から今年度、令和2年度末までとなっております。

課税額は個人が年額1,000円、法人が法人県民均等割額の10%相当となっております。

下段に、県民アンケートによる森林環境税の認知度を記載しておりますが、昨年度のアンケート結果は42.6%の方が認知しておりました。

3ページを御覧下さい。

森林環境税を活用した取組は、2つの基本目標、

- ・森林環境の保全と
- ・森林を全ての県民で守りそだれる意識の醸成で、

7つの施策展開により実施しており、「豊かな森林文化のくに、ふくしまの創造」の基本理念の実現を目指しております。

7つの施策展開について簡単に説明します。

1つめ「森林環境の適正な保全」です。

水源林や山地災害危険地区の森林を対象に森林整備を行っております。

令和2年度末までの計画を含めて約3万haの森林整備を実施すること

になります。

この3万haは森林環境税を活用した森林整備になりますが、このほかに国の造林補助金等を活用して、森林所有者等が森林整備を実施しております。実績がまとまっている第3期・平成28～30年度の3年間で見てみると、森林環境税では、3,273haの森林を整備しましたが、この3年間で造林補助金等を活用し、その他に15,162haの森林を整備しております。また、身近な里山の整備も実施しております。

4ページを御覧下さい。

2つめ「森林資源の活用による持続可能な社会づくり」です。

材価が安いことから、林内に放置されてしまう間伐材の搬出支援や、来年に延期されることになった東京オリンピック、パラリンピックのビレッジプラザに県産材を提供するという東京2020大会サポートを実施しております。

3つめ「市町村が行う森林づくり等の推進」です。

小中学校における森林環境学習の推進を行う森林環境基本枠と木造施設の整備の支援等の地域提案重点枠で実施しております。

5ページを御覧下さい。

4つめ「県民参画の推進」です。

平成30年6月に開催した全国植樹祭やその開催理念を継承したふくしま植樹祭の実施や、もりの案内人の養成等に取り組んでいます。

5つめ「ふくしまの森林文化の継承」です。

福島には森林を活用した様々な文化があります。それらを後世に残すため、映像記録を作成しています。また、公開体験会等を実施しております。

6つめ「森林環境の調査」

7つめ「森林の未来を考える懇談会」となります。

森林の未来を考える懇談会は、森林環境税の実施について、監査する第3者機関として設置しているものであります。

6ページを御覧下さい。

第3期の森林環境基金事業の全体をまとめたものになります。

森林環境税としての税込57.14億円から徴収取扱費4億円を除いた53.14億円を基金に繰り入れし、事業を実施しております。

県事業として、42.78億円、主な事業としては、森林資源の適正な管理、森林整備事業に21.84億円全体の41%で行っています。

市町村事業として14.72億円になります。

これは先ほど説明した基本枠、地域提案重点枠になります。全体の26%になります。以上で「資料1」の説明を終わります。

次に「資料2」を御覧下さい。

森林環境税に関する県民アンケート結果についてです。

1 ページを御覧下さい。

森林環境税の認知度や令和3年度以降の在り方について、アンケート調査を行ったものです。

昨年10月24日～12月25日まで実施し、約9,500件の回答をいただきました。

2 ページ、3 ページはアンケート回答者の内訳等を整理したものです。方部別、年代別等を整理したものです。

4 ページを御覧下さい。

福島県内の森林について感じていることを聞いた結果です。

手入れが不十分で荒れているという回答が5割を超えています。

なお、青が令和元年度、赤が平成26年度となっています。

5 ページを御覧下さい。

森林の働きに関して大切だと考えることを聞いて結果です。

山崩れや洪水などの災害を防止する働きが73.9%、CO₂を吸収し地球温暖化を防止する働きが62.6%、水を蓄える働き・水を浄化する働きが55.1%と森林の持つ公益的機能を答えた方が多かったです。

6 ページを御覧下さい。

森林環境税の認知度を聞いたものです。

前回に比べ、認知度は上がっておりますが、まだ42.6%となっております。

7 ページを御覧下さい。

森林環境税による取組で大切だと考えることを聞いたものです。

森林環境の適正な保全が82%、森林資源の活用による持続可能な社会づくりが52.2%となっていました。

森林環境の適正な保全を大切だと考える方が8割を超えていました。

次の質問、具体的な取組内容については、水源区域や災害防止機能の大きい区域の荒廃した森林の整備を答えた方が8割近くおりました。

8 ページを御覧下さい。

問7の森林環境税の取組の継続について聞いたものです。

継続が55%、新たな取組を加えて継続が37%となっており、継続すべきが92.2%とほとんど、継続を求める回答でした。

新たに加えるべき取組としては、水源林などの荒廃した森林を整備する取組が76.6%、未利用材をはじめ、充実した資源の利用を進め、伐採した森林の再造林を推進する取組が55.3%、里山林や竹林の整備を進める取組が54.3%となっていました。

9ページを御覧下さい。

平成31年4月からスタートした国の森林環境譲与税の認知度について聞いたものです。知っているが23%とまだまだ認知度は低い状況でした。以上で「資料2」の説明を終わります。

次に「資料3」を御覧下さい。

森林づくりタウンミーティングの結果についてです。

1ページを御覧下さい。

森林環境税のこれまでの取組や成果を広く周知し、第4期対策に向けた意見や要望等を直接、いただくために実施しました。

昨年10月24日～11月19日まで、県内8地区で開催し、309名の方に参加していただきました。

2ページを御覧下さい。

参加者の構成についてまとめたものであります。

平日の夕方ということで、男性、会社員の割合が高くなっておりました。中程、タウンミーティング結果についてまとめてあります。

- ・森林環境税について、継続の要望が多数あり、継続反対の意見はありませんでした。
- ・災害防止のための森林整備の推進や、皆伐後の再造林支援の要望が多数
- ・学校が継続して取り組める森林環境教育のカリキュラムの提供や予算的支援の要望
- ・里山林整備の継続要望や、県民参画による植樹活動が必要である
- ・木材搬出コスト低減のための路網整備、地域材を活用した木育への支援要望
- ・森林環境税の認知度を高めるために周知すべきとの意見

3ページにはそれぞれの意見の詳細を記載しておりますが、説明を省略させていただきます。これで、「資料3」の説明を終わります。

次に「資料4」を御覧下さい。

市町村・関係団体のアンケート結果についてです。

1ページを御覧下さい。

アンケートについては、県内59市町村、県内森林、林業、森林づくり関係団体35団体を対象に実施しました。

まず、継続に対する回答ですが、現在そのまま継続が70.2%、新たな取組を加えて継続が26.6%となっております。

継続すべきでないとして3市町村で回答しております、

- ・国の森林環境税と重複した制度内容になっている
- ・本税による十分な事業効果が発揮されているかわからない
- ・国の森林環境譲与税と県森林環境税の棲み分けが必要で、煩雑さの懸念があるため

との意見がありました。

2ページを御覧下さい。

森林環境税の取組で大切だと考えることについて尋ねたものですが、森林環境の適正な保全が83%、森林資源の活用による取組が56%となっております。

下の円グラフは森林環境税に対する意見等を取りまとめたものです。

制度の枠組・継続が31件、18%、森林整備関係が38件、21%、森林環境交付金関係が27件、16%となっております。

4ページ以降は意見の詳細を記載しておりますが、時間の関係もありますので、説明を省略させていただきます。「資料4」の説明を終わります。

次に「資料5」を御覧下さい。

森林の未来を考える懇談会から県に提出された「森林環境税を活用した取組に対する意見」についてです。

この意見書は3月27日に懇談会から県に提出されたものです。

1ページを御覧下さい。

中程、になりますが、昨年10月に懇談会が県に対して、地球温暖化などの環境問題やSDGsなどにより、世界規模での森林づくりの重要性が高まっていることを背景に、福島豊かな森林の恵みを健全な状態で次世代へ引き継ぐため、県民一人一人が参画し、森林づくりをしっかりと支えていく「森林づくりの提言」を行いました。この提言や懇談会における検討内容を踏まえ、森林環境税の取組に対する意見であります。

意見の概要について説明いたします。

まず1点目、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を目的とした森林環境税の制度の継続を求めます。

2点目、森林環境税の活用に応じた基本的な考え方です。

(1) 現在実施している7つの施策展開については継続して実施すべきである。

2 ページを御覧下さい。

7つの施策については、記載のとおり

- 1 森林環境の適正な保全、
- 2 森林資源の活用による持続可能な社会づくり
- 3 市町村が行う森林づくり等の推進、
- 4 県民参画の推進
- 5 福島の森林文化の継承
- 6 森林環境の調査
- 7 森林環境危機の運営 となっています。

(2) 重点的に取り組む方向性について述べられています。

6項目について、重点的に取り組む方向について述べておりますが、具体的な取組を含めて説明いたします。

3 ページを御覧下さい。

1 つめ、水を蓄え・水を浄化する森林機能の発揮です。

～荒廃した森林の整備に加え、間伐等の着実な実施による資源の適切な利用に向けた取組～

荒廃の恐れがある森林において間伐等の森林整備を適切に行う必要があり、着実な実施に向けて重点的に取り組むこと。

2 つめ、山崩れや洪水などの災害を防止する森林機能の発揮です。

～伐採から再造林まで一貫作業の導入・定着に向けた取組～

花粉の少ないスギ苗木等の活用にも配慮しつつ、伐採から再造林までの一貫作業の導入・定着など、確実な再造林の実施に重点的に取り組むこと。

3 つめ、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止する森林機能の発揮です。

～住宅、公共施設、森林学習教育施設の木造・木質化、未利用間伐材等の活用促進に向けた取組～

具体的には、石油に代わる木質バイオマスの利用促進や建築材の新たな木材利用など、未利用間伐材等の重点的に取り組むこと。

4 ページを御覧下さい。

4 つめ、里山林や竹林など身近な森林の整備です。

～里山林や竹林など身近な森林の整備に向けた取組～

里山林などの身近な森林、地域住民が安心して立ち入ることができ、都市住民との交流の場として利用されるよう、野生鳥獣対策としての干涉体制日や遊歩道整備など、里山林整備に重点的に取り組むこと。

5 つめ、森林づくりの提言を踏まえた持続的な森林環境教育・学習・活動の推進です。

～森林環境教育・学習・活動等のカリキュラムの充実に向けた取組～
森林づくりの提言に示した森林環境教育・学習・活動の継続や体系化、
しっかりとしたプログラムの作成、教育現場での実戦に向けて重点的に取
り組むこと。

6つめ、持続可能な社会づくりに向けた充実した資源の利用促進です。

～持続可能な森林利用と保護を図るための森林認証制度等の推進に向け
た取組～

森林認証制度や森林経営計画制度の推進により、森林の適正感、事億可
能な森林の利用に、更に重点的に取り組むこと。

7つめ、森林環境基金制度等の広報活動の充実強化への取組です。

国の森林環境譲与税等の役割分担について周知を図り、森林環境基金制
度等の広報活動の充実強化に取り組むこと。

5ページ以降はアンケート結果等に対する懇談会の意見をとりまとめた
ものですので説明は省略させていただきます。

「資料5」の説明を終わります。

次に資料6を御覧下さい。

令和3年度以降の森林環境税の在り方検討スケジュールになります。

表紙をおめくりください。

まず、森林審議会の開催予定ですが、

本日、第1回を4月14日に開催しております。

次回、第2回を5月14日に開催を予定しております。

この第2回で中間取りまとめを行い、パブリックコメントのための案を
まとめていただければと考えております。

第2回でパブリックコメントのための案をまとめていただくために、本
日の協議内容を踏まえ、意見書素案を事務局で作成し、委員の皆様へ4月
24日までに送付いたしますので、意見書素案に対する意見を事務局まで
お願いいたします。

その意見を踏まえ、事務局案として、第2回森林審議会で協議いただき
たいと考えております。

そしてパブリックコメントを実施した後、第3回森林審議会を6月18
日に開催したいと考えております。

そこで、パブリックコメントの意見を踏まえ、森林環境税の在り方に対
する意見（中間報告）をまとめていただきます。

その意見をもって、県が設置しております、地方税制等検討会へ検討を
依頼することになります。

税制等検討会の検討結果等を踏まえ、8月下旬開催予定の森林審議会で、
答申内容を決定していただければと考えております。

なお、税制等検討会の検討内容を踏まえながら審議内容に係る内容がありましたら7月頃、森林審議会を開催したいと考えております。

4月、5月、6月と毎月の開催となり、委員の皆様には御多用中のところ申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。「資料6」の説明を終わります。

次に「資料7」を御覧下さい。

国の森林環境譲与税と県森林環境税についてです。

1ページを御覧下さい。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要についてまとめたものです。

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は平成36年度から、令和6年度から課税されます。

個人に対して年額、1,000円となっています。

森林環境譲与税は平成31年4月から施行され、森林環境税の税収を県、市町村へ配分するためのものです。

その用途は、市町村が間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用、県が森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用にあてるとされております。

譲与基準ですが、市町村が全体の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分し、都道府県については総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分して配分されます。

新聞でも報道されておりますが、森林がほとんどない横浜市が全国で一番多くなりました。檜枝岐村はほとんど森林ですが、私有林人工林が少ないため、森林環境譲与税は100万円にも達しない按分となります。

2ページを御覧下さい。

森林環境譲与税は森林環境税が令和6年度から課税されることから、配分額が徐々に増加し、令和15年度から満額の配分となる計画でした。

昨年の台風15号の被害が発生したことから、森林の持つ公益的機能の発揮のためには早急に森林整備を行う必要があるという判断を国がし、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用する形で、前倒して森林環境譲与税を配分することになりました。今年度は倍の400億円となり、令和6年度から満額の配分となることになりました。これは、国が早急に森林整備を実施してもらいたいということで配分を行うものです。

3 ページを御覧下さい。

県の森林環境税と国の森林環境譲与税について整理しました。

まず、基本事項です。

県の森林環境税は森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に取り組みます。

森林環境譲与税は森林吸収源対策のため、市町村が実施する森林整備の恒久的な財源として制度化で予算規模ですが、森林環境税が約10億円／年、県が約7億円、市町村が約3億円となっています。

森林環境譲与税は県に約143百万円、市町村全体で令和2年度が815百万円、令和6年度からは1,295百万円となります。

次に税の使途ですが森林整備につきましても、森林環境税は水源区域や水源涵養機能等が特に高い区域内で荒廃が心配され、森林所有者自らが経営管理する森林を対象として実施。年間約1,000haを行うものです。

森林環境税で約1,000haの森林整備をしていますが、その他に森林所有者等が国の造林補助事業等を活用し年間約5,000haの森林整備を実施しております。

森林環境譲与税は森林所有者自らが経営や管理が困難で、市町村に管理を委託した森林が対象となり、更に、林業経営に適さない森林は市町村が譲与税を活用し経営管理を行うものになります。

事業規模ですが、現在市町村において、調査を実施しており、市町村へ管理を委託する森林について調査を行っているところであり、どれだけの面積が対象となるかまだわかっていません。

国の試算を福島県に当てはめると県内民有林人工林約20万haのうち、経営管理されている森林経営計画が樹立されている森林が約10万ha、残りの10万haの半分の整備を進めるためには、約250億円が必要となります。市町村譲与額から試算すると約20年係る状態となります。

この森林整備の棲み分けを図で表現すると概念図のようになります。

水源地域等で森林所有者が管理している森林で荒廃が懸念されるものについては森林環境税で整備を行い、森林所有者が自らが管理できずに市町村へ管理委託する森林については国の譲与税を活用して整備することになります。

木材の利用促進については、県森林環境税は県産材の利活用推進、森林資源の活用による木材利用促進、市町村交付金による公共施設等の木材利用等を実施しております。

森林環境譲与税は公共建築物における木材の利用促進など、森林の整備につながる木材の利用促進という位置づけとなっております。都市住人からも一人1,000円というお金を集めている訳ですが、森林のない都市住民についてもバックをしなければならない観点から木製品等を買ってもらうことも1つの木材利用促進と考えています。

森林環境教育については、県森林環境税は小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒を対象に森林環境学習を実施しております。

一方、森林環境譲与税は森林の有する公益的機能に関する普及啓発で、人材育成については、県森林環境税は該当分野はありません。

森林環境譲与税は森林の整備を担うべき人材の育成及び確保となっております。県ではこの森林環境譲与税を活用し、令和2年度予算で、研修施設の整備に取り組んみ、令和3年度、4年度の開校を目指して取り組んでおります。

時間のなかでの説明でしたが、以上で「資料7」の説明を終わります。

議長(藤野会長)

ただ今、「資料1」から「資料7」について説明いただきました。

これまでの説明について、御意見・御質問等がありましたら、お願いをします。

ここまでの説明について、ご意見を伺ったりしていきたいと思いますが、時間およそ20分程度です。この時間内でございますが、議論すべきいろいろな点があるので、私の方で3つ論点を出しまして、それについて議論をしていただきます。

一つ目は、そもそもこの課税をする県の環境税、いったいどうなのか、そういうところの課税について。

二つ目は、重点的に取り組む方向性だったと思います、皆さんご意見をご意見いただきたい。

三つ目は、最後に説明があった国の森林環境税の棲み分けについて、是非ご意見いただきたいなと思っております。

まず、森林環境税を使った事業について、確認させていただきたいと思いますが、途中でアンケートがありました。市町村・関係団体のアンケートです。

森林環境税、このまま続けますか、どうですかという質問に対して、1つ目が現在のまま継続、2つ目が新たな取り調べを加えて継続、3つ目が継続すべきでないとなっています。

継続すべきでないとおっしゃる方がいらしたら、是非その方と意見を頂戴したいと思うのですが、ありませんか。

であるならば、基本的には前向きに検討していくということで議論続けていきたいと思っております。

それでは資料の5「森林の未来を考える懇談会から県に提出された意見」で、これが比較的よくまとまっているので、これをもとに喋っていただきたいと思っております。

2ページのところに、重点的に取り組む方向性が示され、県民アンケート調査等で7つの施策が3ページ以降に記載されていますが、そのものは分かりにくいところなので、今日は、重点的に取り組む方向性につきまし

て、皆様からご意見を頂戴したいと思います。

まず、田坂委員の方から。田坂委員、お願いします。

田坂委員

はい、今会長のほうから話があったんですけど、そんな遠くからやるんですか、議論を。

議長(藤野会長)

一応ご意見を頂戴しておきたいなと思っております。

田坂委員

一般的には全体の説明があつて、確かに3つ絞ってやるということも、多いと思いますが、全体に関して言いますけれども。

今回の資料の中で私が気になったのは、資料4。

全部で59市町村にアンケートして、3つの地方自治体が継続すべきでないという話なんです。これも森林環境譲与税、これは平成31年から始まりましたけど、まあ、29年ぐらいには燻りだして、林野庁の方でもここは細かく地方を廻り、森林環境譲与税ってどんなものか。

各地方での環境税の県税がありますけれども、それとの違いみたいなものを説明しているんですが、59の中の3の地方自治体が、「反対」といったところがあつて、資料7の中で、森林環境譲与税と県税、県環境税との棲み分けというご説明もあるんですけども、ここらがきちんと棲み分けができないと、県民の方の理解が得られないという不安要素があるかと思うんですが。

そういったところの議論がまず、あるんじゃないのかなと思うんですけども。

議長(藤野会長)

その議論の前にそもそも、この県の税金で何をしますかというところが、くるべきなのかなと思います。で、その後でその話がないとですね、先に国との棲み分けの話をしてしまうと、全く国の環境税の関与も県の環境税の関与もしなくなる部分もあり、どちらかという県か国の税金とのすみ分けっていうのは、一部、ごく一部ですけども、パーツでしかないんです。

田坂委員

はい。まず、なんでそんな話をしているかといいますと、実は福島森林管理署の署長をする前は、三重県で三重森林管理署というところにいました。実はこの話は2年前、三重県の森林審議会に出席していた時にでました。その時は、国の環境譲与税の話は決まっていなくて、それができそうだという時でした。

委員の中には県税は必要ないっていう人もいて、けんけんがくがくの議論から始まりました。私は県環境税、せっかく作ったんで続けたほうがいいっていう意見ですけど、ここらをきちんと考えていきながら、「福島県

民の方々にいかに納得してもらえるものにしていかなくちゃいけない。」
そうするが我々の使命というふうに思っています。

議長(藤野会長)

ご指摘ありがとうございます。

アンケートの方でも、県の環境税知ってますかというところで半分くらいの方が知らないと答えたということがありますので、説明が県の環境税自体、説明されていないというのは、もちろんありますし、その中で国の環境税が入ってくるというのは業界関係者の中でも、なかなか気づいている人はいないかと思しますので、その部分もきれいな棲み分けというのは確実にします。実務的ではなく、だけではなく、一般にもわかりやすい形でというような話を訴える。

少なくともこの委員には、混乱するよりは、棲み分けができていないと認識してもらって、もっとしっかり訴えていきたいと思うんですが、そんなところで、まず大まかな方針自体を決めていきたい。

で、棲み分けの部分は最終的にはほとんどなにか、いろんなことが2年前より出来るようになっていきます。というのは、私ら行政の流れなんですけれども、2年前の段階だと林野庁が主導する税金だというような形になっていたんですけれども、先ほどの資料7の1ページを見ていただき総務省の名前で出ております。林野庁で出ているわけではありません。

そういうところが2年前に比べるとだいぶ、いろんな位置づけが、こうしなければいけないという部分が緩和されています。

先ほどもありました、実はその部分が2年前と今では、現在大部やりやすくなっているのかなということで先に、我々福島県としてすべきことは何なのかというところの話をして、そんなところの話ばかりしては、何の事業も進まないの、どちらでもいいので皆様のご意見を頂戴していきたいなと思っています。

いかがでしょうか。今野委員、お願いします。

今野委員

事務局にお伺いしたいんですけれども、県環境税とかを使って、実際に事業された事業とか、それを使って活動された方によって、予定していた分、効果が得られたかどうかというような効果検証に当たるようなことってというのは、例えば、その方たちにアンケートを取ったりだとかそういうことをされたことはあるんでしょうか。

一般の方へ広く意識調査というのは今回、アンケートで図って、認知度を図かっていると思うんですけれども、この事業自体の効果検証はやっているのかなというところをお伺いしたい。

森林計画課長

森林環境基金事業の実績につきましては毎年例年ですと6月の森林の^{もり}未来を考える懇談会の中で前年度の実績については報告させていただいてお

ります。

その中で、「こういうことやりました」という実績だけでなく、効果や事業の成果についてもまとめさせて報告させていただいております。

議長(藤野会長)

今、そういった個別の資料がある訳ではないんですけども、それはまた、欲しいといえば、みんな見たいといえば見ることは可能ですか。

森林計画課長

前年度の実績については6月くらいを目標に毎年まとめているので、今後、そういう形で、未来を考える懇談会の方に諮って、ご提出することは可能です。

議長(藤野会長)

他にないでしょうか。秋元委員、お願いします。

秋元委員

まず、この県環境税なんですけど、この国でも、資料7の一番上にも記載しているように、これは私たちも、国としての財源が乏しい中で、いかに森林整備をするべきか。その為には、この環境税をどのように活用して、我々も全国の森林組合連合会としても、国に要望してやっていくことの厳しさということで、やはり森林に対する財源が乏しい中で、今、いろいろ全国的なところで森林に対する財源というのは、本当に厳しくなっている。

その中でいかに森林を整備しながら、日本の国を守るか。引いては、地球を守るかというところで我々は奮闘してまいりました。そんな中で、やはり県として、それらの県の環境税1人1,000円、または法人税というところで税金が増えると思うんですが、やはり森林整備が大事だということで、特にアンケートでは県の環境税の問題があまり知れ渡っていないということでございますけれども、やはり事業を実施したもの、またその事業で森林を整備したものに対して、あまりピンとこないんです。

これはしょうがないことと思うのですが、それはいかに、この環境税を使って事業をやることによって、どんどん意義も分かってくるし、環境税も分かってくるんじゃないかなと私は思っています。

まず第一に、この環境税を継続してやっていただくということでお願いしたいと私は思っています。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。ご意見ということで、頂戴しました。

他にどなたかおりませんか。では鈴木委員、お願いします。

鈴木委員

都市住民の方に負担していただく相当分のお話がありましたけれども、環境税として県民の方に理解をしていただくという話から、都市住民の方に合わせていただくというのはすごく良いと思いました。

と言いますのは、今、やはりイノシシとかクマとか狸とかが都市部の町

の中にも出没しているそういう問題が比較的ニュースで多く見られるようになって、これは森林とか里山とかそういう整備がやはり遅れているという事態がとても危険な状態にさらされ、生活が脅かされているという実態があるんだということを皆さんもテレビ報道などで見聞きされるようになっていく。

それが具体的に山で森林で、きちんと整備されていないので、やはりこういう実態なんですよ、ということを実体的には勿論、まずは住民の方からやはり知っていただいて認知していただきながら、森林環境税を国民全体が負担して、自分の身の周りやいろいろなものを守っていく方向に結び付けるという考え方で持っていくということであれば、もちろんその他いろいろ関心的なことはあるんですけども、もっと具体的に身近なものに感じてもらえるのではないかとこのように感じましたので、よろしくお願ひします。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。
事務局の方から何かコメント等ありませんでしょうか。

森林計画課長

はい、ありがとうございます。
本県の森林環境税の特長の一つとしまして、先ほど鈴木委員からありました獣害対策の部分に、重点的に実施しているという部分がございます。
事業の中で、里山林整備事業を実施しております。
森林の整備が遅れて都市部と山との境が不明瞭になってきて、森林の整備が遅れて不明瞭になってきて、動物たちが住民の生活している場所に出てきてしまうということを踏まえ、本環境税を使いまして、緩衝帯の整備、山と住民が住んでいるところの境を明確にしようという事業を平成28年度から実施しております。現在、3,500万円ぐらいの事業費で森林整備を実施しております。
このように、他県に先んじて実施しているような特色もございますので、その辺も重点的に県の環境税で取り組んでいきたいと考えております。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。他にご意見等ございませんでしょうか。
では、緑川委員、お願いします。

緑川委員

資料2の方で気になった部分ですが、6ページ、森林環境税の認知度というようなことで、森林環境税を知っているという方が42%ぐらいだということ、県民の半数がつまり、よく環境税のことを知らないということ、その辺が我々、森林に関わるものとしてちょっと寂しいところがあります。

その前の5ページになりますけれども、森林の働きということ、何が

大切ですかというような表があります。私は林業関係者で、挙げるとすれば、1, 2, 3, 4番目の木材、木材を生産する働きと言いたい訳なんですけれども、現実には、山崩れや洪水などの災害を防止する働きですとか、CO2を吸収し地球温暖化を防止する、水を蓄える働き・水を浄化する働きというようなものが上にあるんですよ。

ですから、環境税を知らなくても今、森林に求めるものは、木材生産でなくて、我々の生活に直接関係するものを希望しているということです。やはり生業ではなくて環境の面から行くと多くの方々が、森林に期待をしている。ただ、森林を守っていくのには木材産業が生業として成り立たないとなかなか守っていけない。

そのマイナスというか空いている部分を環境税で賄うとすれば、これは今後とも継続をしていただくということで、よろしくお願いします。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

それでは豊田委員、お願いします。

豊田委員

私、福島県林業研究グループ会長やらしてもらってますけどけれども、やはり後継者ですね。そういう面からもいろいろ国でも県でもやってらっしゃるでしょうけれども、やっぱり誰がやるんだといったときに後継者を育てていかないとやっぱり、グループの中でも会長をやっている方みんな年で、若い方いるのかなと思うと、本当に少ないです。まあ、数えるほどいません。そういう人材育成という面でもやっぱりしっかり取り組んでもらいたいなという風に思います。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

今の豊田委員が言う後継者というのは、いわゆる雇われで業務をやっている人というよりも、林家の子弟というところかと思えます。

そういう風になってくると、重点的に取り組む方向性のところ、県の環境税のところでは当該分野なしということになっていますので、ここのところ懇談会等の違いを今回、県の森林審議会というよりも、森林林業、県の森林林業全般から見たときに必要なものは何なのかというのを議論していきたいと思えます。

正に、豊田委員のご指摘、必要な部分のご指摘だったと思えます。

これについて事務局からコメントとかございませんでしょうか。

また、他の委員からご意見いただければと思えます。

森林計画課長

先ほど事務局で説明いたしました。国の森林環境譲与税については、本県の森林環境税にない項目でございまして、人材育成の部分については森林環境譲与税を、本年度も継続して進めていきたいと考えています。

議長(藤野会長)

豊田委員のご指摘あったとおり、労働者というよりも正に、自ら後継者、そういうところですね。自分の子供とかですね、林家を育てたいと、そういうところだと思いますので、森林計画課長からもご説明であったとおり含まれていない、もしくは国の方の労働者を育てることとして形として書かれていると思います。林家そのものを作る。森林就業者でなくて、林家ですね。そういう風になってくるかと思います。

必ず県環境税でやりなさいという話ではなく、そういうご意見がありましたというところを県の方々に踏まえておいていただいたら、いいのかなというふうに思います。

そういうことでいきますと、先ほどの冒頭にあったとおり棲み分けのほうに行きたいと思います。

まずはこの3ページのこれを見ていくのが一番わかりやすいですかね。

比較評価というところしかないわけなんですけれども、一つ一つの事業、見ていくと、膨大な資料を見ていく。

それは事務局の方でやっていただくしかないんですけど、今ここでもし、国と県とで棲み分けで意見があれば。

そうですね、例えば三重県の方で実際に、もう既に検討がなされたということですけど、田坂委員、三重県の方でどんな議論があったのか、お教えいただければと。

田坂委員

はい、ありがとうございます。議論の協議、いっぱい議論してきました。

最終的にはですね、三重県では人材の育成、三重森林林業アカデミーというのを立ち上げ、そのいわゆる運営資金に充てましょうとか、流木(ながれぎ)対策を主に県で、県税でやっていきたいと思いますとか。

国の環境譲与税では流木対策の方、全然ないので、そういった危険木処理とか、流木(ながれぎ)対策に、そういったものに使っていきますよというようなことで、なんとなく棲み分けをして、皆さんの納得を得られたという状況です。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。

スケジュール的なところでは、ご意見いただけたと思います。

今日中に全部を決めるというわけではありません。そもそも20分やそこらで終わるようなものではありませんので、その当たりの細かい棲み分けの議論というものについて、もう一度事務局の方から、たぶん一つ一つの事業をという訳では、さすがにこの審議会でやるわけにはいかないと承知ですけれども、棲み分けをこの審議会でやっていくのか、ご意見等、アイデア等あれば、事務局の方からご説明いただきたいと思います。

森林計画課主幹

今、具体的な棲み分けについてのスケジュールというになりましたけども、県の森林環境税どんなふうにやっていくかというような、折角、説明をしておいて、今回4月に報告をし、6月に中間とりまとめをしていくというようなことなんですけど、具体的に森林環境、県の環境税で何をやるかということも併せて、その段階である程度決めていかないと、最終的な8月の答申までにはなかなか決まらないという形ですので、

一応、事務方といたしまして、6月までにある程度、他県の事例等含めまして、また国が3月に国の森林環境譲与税の使途について、一定の方向転換をなされましたので、これらを踏まえながら、明確に審議会委員の方々にご説明いたしまして、そこで方向性についてご理解いただければと思います。

一応、中間取りまとめという形で早い段階では少なくとも、その中に入れられるものについては入れていく。

そして6月の審議会の中である程度方向性を示したものとして示すことが出来ると思います。

議長(藤野会長)

ありがとうございました。

説明くださったスケジュールとなつてまいります。また、皆さんの方には、3ページの県と国の環境税の比較表、正にこういう細かい部分の物が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

もう一方か二方ぐらいご意見頂戴したいんですけども、いかがでしょうか。

(意見がありませんでした。)

こちら辺の棲み分けというところは、実務的にはものすごく大変な話になってくると思いますので、是非とも頑張ってくださいと思います。

もう1つだけ付け加えさせていただくのは、最初の説明にもあったように、県の予算の使い方として、何割かを市町村にポーンと渡して、自由に使ってくださいという訳ではないですけども、ある程度裁量を持たせるようなそういう予算額があります。

それとは別に県、県の方としてこれをやってくださいということで、この県の2本立てで県の環境税があった中に、今度、国の環境税がやってきて、これが市町村の方に好きに使っていただく基金というような制約の基にということになってくるので、市町村は実は3個の環境税がらみで配賦と言いますか、考えなければいけないものがある。ですので、中には先ほどの3つの中に棲み分けが大変ということで、そういうものがあります。

次に、議事の(2)報告事項となりますので、

「森林保全部会の報告について」、資料8により、緑川部会長から報告をお願いします。

緑川部会長

それでは、私から前回の森林審議会以降に開催しました「令和元年度第4回森林保全部会」の審議結果について、福島県森林審議会森林保全部会規程第11条に基づき報告いたします。

資料8を御覧ください。

令和元年度第4回森林保全部会は、委員6名全員出席のもと、令和2年2月12日に開催しました。

審議の内容は、令和2年1月31日付け元森第3122号で、知事より諮問がありました「太陽リザーブスリー合同会社」及び「株式会社そらピー」と「ノブエスピー合同会社」による「太陽光発電施設の造成」に係る2件の林地開発許可案件であり、審議した結果、許可することが適当と認められたことから、令和2年2月12日付け元福審保第15号をもって「適当と認める」旨、知事に答申しました。

以上をもちまして、森林保全部会の報告といたします。

議長(藤野会長)

ありがとうございました。

それでは、事務局においては、本日頂いた御意見や追加の御意見を取りまとめながら、細部の検討を進めていただきたいと思います。

以上で議事が終了となりますが、皆さんから何かございますでしょうか。

それでは、以上で、本日の議事を終了し、議長の職を終わらせていただきます。

司会(三浦総括)

藤野会長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、長時間にわたり御審議をいただき誠にありがとうございました。

それでは、次第の「7 その他」に移らせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

森林計画課主幹

事務局より3点ほど、連絡がございます。

1点目は、次回開催についてでございます。

「令和2年度 第2回福島県森林審議会」は5月14日(木)、午後1時30分から午後3時30分での開催を考えております。

場所は、福島テルサを会場に御案内しておりましたが、本日と同じ杉妻会館・4階・「牡丹」での開催を考えております。

なお、次回開催については、福島県森林審議会会長から、明日以降に文書を郵送しますので、御確認ください。

2点目は、次回開催の議題となります「令和3年度以降の森林環境税の在り方について」の中間取りまとめ案の作成についてです。

本日の委員の皆様からの御意見を踏まえて、事務局で取りまとめたものを、今月24日を目安に皆様に発送します。

そして、意見を提出していただき、再度取りまとめたものを、第2回森林審議会に提示させていただきます。

期間の短い中での取りまとめとなりますので、御意見提出等、御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本日この場でお伺いできなかったことに関してもFAX、メール等で24日の資料までに反映させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

3点目は、本日の議事録についてです。

議事録につきましては、整理の上、御発言された各委員に御確認をいただき、議事録署名人の押印後、写しを全委員へお送りいたします。

なお、議事録は、森林計画課ホームページで公表いたしますので御了承願ひします。

事務局から、連絡事項は以上でございます。

司会(三浦総括)

以上をもちまして、「令和2年度 第1回福島県森林審議会」を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(以上を持って、閉会となる。)

以上の議事録内容に相違ありません。

鈴木キヨ子

今野 万里子